

# 議会 2 月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

# 議会 2 月 定例会 提出 議案

議案番号	議 件 名
1	平成 1 9 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について
2	平成 2 0 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
3	平成 2 0 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
4	新潟県後期高齢者医療広域連合市町村長協議会の運営に関する条例の制定について
5	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
6	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
7	専決処分について 専決処分第 2 8 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案番号	議 件 名

議案第1号

平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について

平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、別紙のとおりとする。

平成20年2月19日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第2号

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、別紙のとおりとする。

平成20年2月19日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

議案第3号

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、別紙のとおりとする。

平成20年2月19日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

議案第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合市町村長協議会の運営に関する条例の制定について  
新潟県後期高齢者医療広域連合市町村長協議会の運営に関する条例を次のように定める。

平成20年2月19日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合市町村長協議会の運営に関する条例

平成20年3月31日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）第18条の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合市町村長協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、新潟県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）の長を、委員として組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該関係市町村の長の任期による。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、広域連合長とし、副会長は、副広域連合長とする。

3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事由により欠席する場合、代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

(協議会の庶務)

第7条 協議会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（平成20年新潟県市町村第 号）の施行の日から施行する。



議案第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について  
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を次のように定める。

平成20年2月19日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について  
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を次のように定める。

平成20年2月19日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

## 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

### (設置)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、新潟県後期高齢者医療制度臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (基金の額)

第2条 基金の額は、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 平成20年度における広域連合が行う後期高齢者医療の法第99条第2項の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額（法第99条第1項及び第2項に規定するものを除く。）のための財源に充てる場合

(2) 前号に規定する被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てる場合

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

### 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

### (基金残額の返還)

3 前項の場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

## 議案第 6 号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に  
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 20 年 3 月 31 日限りで上越地方広域事務組合を脱退させ、同年 4 月 1 日から新潟県中越福祉事務組合及び刈谷田川水防事務組合を加入させるとともに、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 13 条第 1 項の規定により、同日から村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町及び岩船地域広域事務組合を脱退させ、村上市を加入させることとするため、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これに伴って新潟県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するものとする。

平成 20 年 2 月 19 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

## 別紙

### 新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約(平成16年総行市第30号許可)の一部を次のように変更する。  
別表第1中「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」及び「、上越地方広域事務組合」を削り、「三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」の次に「、新潟県中越福祉事務組合」を加え、「、岩船地域広域事務組合」を削り、「寺泊老人ホーム組合」の次に「、刈谷田川水防事務組合」を加える。

別表第2の1の項中「燕市」を「村上市、燕市」に改め、「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」及び「、岩船地域広域事務組合」を削る。

別表第2の2の項及び3の項中「糸魚川市」を「村上市、糸魚川市」に改め、「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」、「、上越地方広域事務組合」及び「、岩船地域広域事務組合」を削る。

別表第2の4の項中「阿賀野市」を「村上市、阿賀野市」に改め、「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」、「、上越地方広域事務組合」及び「、岩船地域広域事務組合」を削る。

別表第2の5の項中「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」、「、上越地方広域事務組合」及び「、岩船地域広域事務組合」を削る。

別表第2の6の項中「見附市」の次に「、村上市」を加え、「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」及び「、上越地方広域事務組合」を削り、「上越広域伝染病院組合」の次に「、新潟県中越福祉事務組合」を加え、「、岩船地域広域事務組合」を削り、「寺泊老人ホーム組合」の次に「、刈谷田川水防事務組合」を加える。

別表第2の7の項中「見附市」の次に「、村上市」を加え、「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」を削る。

別表第2の8の項及び9の項中「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」を削る。

別表第2の10の項中「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」を削り、「粟島浦村」の次に「、刈谷田川水防事務組合」を加える。

別表第2の11の項及び12の項中「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」を削る。

別表第2の13の項及び14の項中「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」及び「、岩船地域広域事務組合」を削る。

別表第2の15の項及び16の項中「、荒川町、神林村、朝日村、山北町」を削る。

### 附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

## 議案第7号

### 専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成20年2月19日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

### 記

専決処分第28号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

専決処分第28号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

平成19年12月10日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

平成19年12月10日

条例第34号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

（平成20年度における普通徴収の保険料賦課の特例規定の適用除外）

第3条 平成20年度においては、第21条及び第22条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。



# 議会 2 月定例会

## 予 算 書

### 予算に関する説明書

- ・ 議案第 1 号別紙 平成 1 9 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正  
予算（第 1 号）
- ・ 議案第 2 号別紙 平成 2 0 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- ・ 議案第 3 号別紙 平成 2 0 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計予算

平成19年度

# 一般会計補正予算書（第1号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第1号別紙

平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

平成19年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,965,765千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年2月19日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合  
連合長 篠田 昭

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1分担金及び負担金		1,300,000	△640,000	660,000
	1負担金	1,300,000	△640,000	660,000
3諸収入		5,102	1,533	6,635
	1雑入	5,102	1,533	6,635
4国庫支出金		0	1,288,932	1,288,932
	1国庫補助金	0	1,288,932	1,288,932
補正されなかった款項にかかる額		10,198		10,198
歳入合計		1,315,300	650,465	1,965,765

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,306,100	650,465	1,956,565
	1 総務管理費	1,305,880	650,465	1,956,345
補正されなかった款項にかかる額		9,200		9,200
歳出合計		1,315,300	650,465	1,965,765



歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	1,306,100	650,465	1,956,565	1,288,932		1,533	△640,000
補正されなかった 款にかかると額	9,200		9,200				
歳 出 合 計	1,315,300	650,465	1,965,765	1,288,932	0	1,533	△640,000

歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 分担金及び負担金	1,300,000	△640,000	660,000
1 負担金	1,300,000	△640,000	660,000
1 事務費負担金	1,300,000	△640,000	660,000
3 諸収入	5,102	1,533	6,635
1 雑入	5,102	1,533	6,635
1 雑入	5,102	1,533	6,635
4 国庫支出金	0	1,288,932	1,288,932
1 国庫補助金	0	1,288,932	1,288,932
1 民生費国庫補助金	0	1,288,932	1,288,932



(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	市 町 村 負 担 金	△640,000	共通経費負担金 △640,000
1	雑 入	1,533	電算システム回線共有負担金 1,533
1	社会福祉費補助金	1,288,932	老人医療費適正化推進費補助金 12,663 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金 1,276,269

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,306,100	650,465	1,956,565	1,288,932		1,533	△640,000
1 総務管理費	1,305,880	650,465	1,956,345	1,288,932		1,533	△640,000
1 一般管理費	313,880	△20,174	293,706				△20,174
2 業務管理費	992,000	670,639	1,662,639	1,288,932 (国) 老人医療費適正化推進費補助金 12,663 (国) 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金 1,276,269 (他) 電算システム回線共有負担金 1,533		1,533	△619,826

## 2 総務費

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
19	負担金、補助及び交付金	△20,174	001 一般管理事業 派遣職員人件費負担金 △20,174
11	需用費	△17,300	001 医療給付事業 印刷製本費 △12,900
12	役務費	△61,880	通信運搬費 △35,000
13	委託料	△490,800	業務委託料 △156,080
14	使用料及び賃借料	△35,650	002 保険料賦課事業 印刷製本費 △4,400
25	積立金	1,276,269	通信運搬費 △15,600 臨時特例基金積立金 1,276,269
			003 電算システム事業 通信運搬費 △11,280 電算処理委託料 △334,720 電算システム賃借料 △35,650

平成20年度

# 一般会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第2号別紙

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,182,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、140,000千円と定める。

平成20年2月19日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合  
連合長 篠田 昭

平成20年度

# 後期高齢者医療特別会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第3号別紙

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209,126,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年2月19日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合  
連合長 篠田 昭

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,135,600
	1 負担金	1,135,600
2 国庫支出金		19,231
	1 国庫補助金	19,231
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		5,169
	1 基金繰入金	5,169
5 繰越金		22,303
	1 繰越金	22,303
6 諸収入		96
	1 預金利息	1
	2 雑収入	95
歳 入 合 計		1,182,400



歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,539
	1 議会費	1,539
2 総務費		1,180,561
	1 総務管理費	1,180,369
	2 選挙費	66
	3 監査委員費	126
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 予備費		200
	1 予備費	200
歳出	合計	1,182,400

# 歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 分担金及び負担金	1,135,600	1,300,000	△164,400
2 国庫支出金	19,231	0	19,231
3 財産収入	1	0	1
4 繰入金	5,169	0	5,169
5 繰越金	22,303	10,198	12,105
6 諸収入	96	5,102	△5,006
歳入合計	1,182,400	1,315,300	△132,900

歳出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1議 会 費	1,539	1,900	△361				1,539
2総 務 費	1,180,561	1,306,100	△125,539	19,231		5,265	1,156,065
3公 債 費	100	800	△700				100
4予 備 費	200	6,500	△6,300				200
歳 出 合 計	1,182,400	1,315,300	△132,900	19,231	0	5,265	1,157,904

歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
1 分担金及び負担金	1,135,600	1,300,000	△164,400
1 負担金	1,135,600	1,300,000	△164,400
1 事務費負担金	1,135,600	1,300,000	△164,400
2 国庫支出金	19,231	0	19,231
1 国庫補助金	19,231	0	19,231
1 民生費国庫補助金	19,231	0	19,231
3 財産収入	1	0	1
1 財産運用収入	1	0	1
1 利子及び配当金	1	0	1
4 繰入金	5,169	0	5,169
1 基金繰入金	5,169	0	5,169
1 臨時特例基金繰入金	5,169	0	5,169
5 繰越金	22,303	10,198	12,105
1 繰越金	22,303	10,198	12,105
1 繰越金	22,303	10,198	12,105
6 諸収入	96	5,102	△5,006
1 預金利子	1	0	1
1 預金利子	1	0	1
2 雑入	95	5,102	△5,007
1 雑入	95	5,102	△5,007

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	市 町 村 負 担 金	1,135,600	共通経費負担金 1,135,600
1	社 会 福 祉 費 補 助 金	19,231	老人医療費適正化推進費補助金 19,231
1	利 子 及 び 配 当 金	1	臨時特例基金運用利子収入 1
1	臨 時 特 例 基 金 繰 入 金	5,169	臨時特例基金繰入金 5,169
1	繰 越 金	22,303	前年度繰越金 22,303
1	預 金 利 子	1	預金利子 1
1	雑 入	95	職員宿舍利用者負担分 66 職員駐車場利用者負担分 29

歳出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	1,539	1,900	△361				1,539
1 議会費	1,539	1,900	△361				1,539
1 議会費	1,539	1,900	△361				1,539

## 1 議会費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	691	001 議会運営費
			議長報酬
9	旅費	600	副議長報酬
			議員報酬
11	需用費	38	費用弁償
			消耗品費
14	使用料及び賃借料	210	食糧費
			会場借上料
			自治会館駐車場使用料

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,180,561	1,306,100	△125,539	19,231		5,265	1,156,065
1 総務管理費	1,180,369	1,305,880	△125,511	19,231		5,265	1,155,873
1 一般管理費	1,180,369	313,880	866,489	19,231 (国) 老人医療費適正化推進費補助金 19,231 (他) 臨時特例基金運用利子収入 1 (他) 臨時特例基金繰入金 5,169 (他) 職員宿舍利用者負担分 66 (他) 職員駐車場利用者負担分 29		5,265	1,155,873
業務管理費	0	992,000	△992,000				



## 2 総務費

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	報酬	213	001 一般管理費 1,021,490
8	報償費	189	連合長報酬 60
9	旅費	1,423	副連合長報酬 48
11	需用費	17,501	情報公開・個人情報保護審査委員会報酬 105
12	役務費	5,082	費用弁償 65
13	委託料	27,074	普通旅費 1,319
14	使用料及び賃借料	14,221	消耗品費 2,874
18	備品購入費	500	燃料費 84
19	負担金、補助及び交付金	114,995	食糧費 50
25	積立金	1	印刷製本費 113
28	繰出金	999,170	修繕料 450
			通信運搬費 1,514
			手数料 68
			事務機器保守委託料 684
			例規保守委託料 315
			ホームページ管理委託料 101
			会場借上料 197
			タクシー使用料 240
			レンタカー使用料 438
			自治会館駐車場使用料 83
			高速道路等使用料 1,004
			駐車場使用料 3
			事務室借上料 8,521
			事務機器賃借料 2,779
			事務所備品購入費 500
			新潟県市町村総合事務組合負担金 160
			各種研修会参加負担金 100
			各種団体会費 445
			特別会計事務費繰出金 999,170
			002 職員派遣関係経費 115,246
			職員宿舍借上料 660
			職員駐車場借上料 296
			派遣職員人件費等負担金 114,290
			003 医療費適正化推進事業費 38,463
			医療懇談会委員謝礼 189
			普通旅費 39
			消耗品費 70
			印刷製本費 13,860
			広告料 3,500
			広報チラシ等作成業務委託料 20,805
			004 臨時特例基金事業費 5,170
			広報チラシ等作成業務委託料 5,169
			臨時特例基金積立金(利子分) 1
			廃目

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 選挙費	66	70	△4				66
1 選挙管理委員会費	66	70	△4				66

## 2 総務費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	58	001 選挙管理委員会費
9	旅費	8	委員報酬 費用弁償
			66 58 8

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 監査委員費	126	150	△24				126
1 監査委員費	126	150	△24				126



款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 公債費	100	800	△700				100
1 公債費	100	800	△700				100
1 利子	100	800	△700				100

## 3 公債費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
23 償還金利息及び割引料	100	001 一時借入金利息 一時借入金利息 100

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 予備費	200	6,500	△6,300				200
1 予備費	200	6,500	△6,300				200
1 予備費	200	6,500	△6,300				200



## 4 予備費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
		001 予備費 200 予備費 200

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費							共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末 手当	地域 手当	寒冷地 手当	その他 手当	計				
本年度	長等	2	108						108		108	
	議員	31	691						691		691	
	その他 特別職	11	259						259		259	
	計	44	1,058						1,058		1,058	
前年度	長等	2	108						108		108	
	議員	35	747						747		747	
	その他 特別職	14	266						266		266	
	計	51	1,121						1,121		1,121	
比較	長等	0	0						0		0	
	議員	△ 4	△ 56						△ 56		△ 56	
	その他 特別職	△ 3	△ 7						△ 7		△ 7	
	計	△ 7	△ 63						△ 63		△ 63	

備考 長等とは連合長及び副連合長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。

平成20年度

# 後期高齢者医療特別会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第3号別紙

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209,126,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年2月19日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合  
連合長 篠田 昭

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		37,396,398
	1 市 町 村 負 担 金	37,396,398
2 国 庫 支 出 金		67,899,261
	1 国 庫 負 担 金	49,411,818
	2 国 庫 補 助 金	18,487,443
3 県 支 出 金		16,749,531
	1 県 負 担 金	16,749,531
4 支 払 基 金 交 付 金		85,940,567
	1 支 払 基 金 交 付 金	85,940,567
5 特別高額医療費共同事業交 付金		44,500
	1 特別高額医療費共同事業交 付金	44,500
6 繰 入 金		999,171
	1 一 般 会 計 繰 入 金	999,170
	2 基 金 繰 入 金	1
7 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
8 諸 収 入		97,371
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑 入	97,369
歳 入	合 計	209,126,800

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,007,595
	1 総務管理費	1,007,595
2 保険給付費		206,149,251
	1 療養諸費	197,392,715
	2 高額療養諸費	7,787,386
	3 その他医療給付費	969,150
3 県財政安定化基金拠出金		88,673
	1 県財政安定化基金拠出金	88,673
4 特別高額医療費共同事業拠出金		44,700
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	44,700
5 保健事業費		350,072
	1 健康保持増進事業費	350,072
6 諸支出金		109
	1 償還金及び還付加算金	109
7 公債費		10,000
	1 公債費	10,000
8 予備費		1,476,400
	1 予備費	1,476,400
歳出	合計	209,126,800

# 歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 市 町 村 支 出 金	37,396,398	0	37,396,398
2 国 庫 支 出 金	67,899,261	0	67,899,261
3 県 支 出 金	16,749,531	0	16,749,531
4 支 払 基 金 交 付 金	85,940,567	0	85,940,567
5 特別高額医療費共同事業交付金	44,500	0	44,500
6 繰 入 金	999,171	0	999,171
7 県財政安定化基金借入金	1	0	1
8 諸 収 入	97,371	0	97,371
歳 入 合 計	209,126,800	0	209,126,800

歳出

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	1,007,595	0	1,007,595			1,007,595	
2保険給付費	206,149,251	0	206,149,251	84,554,506		86,028,309	35,566,436
3県財政安定化基金 拠出金	88,673	0	88,673				88,673
4特別高額医療費共 同事業拠出金	44,700	0	44,700			44,700	
5保健事業費	350,072	0	350,072	94,287			255,785
6諸支出金	109	0	109				109
7公債費	10,000	0	10,000				10,000
8予備費	1,476,400	0	1,476,400			1,000	1,475,400
歳出合計	209,126,800	0	209,126,800	84,648,793	0	87,081,604	37,396,403



歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
1 市町村支出金	37,396,398	0	37,396,398
1 市町村負担金	37,396,398	0	37,396,398
1 保険料等負担金	21,065,255	0	21,065,255
2 療養給付費負担金	16,331,143	0	16,331,143
2 国庫支出金	67,899,261	0	67,899,261
1 国庫負担金	49,411,818	0	49,411,818
1 療養給付費負担金	48,993,430	0	48,993,430
2 高額医療費負担金	418,388	0	418,388
2 国庫補助金	18,487,443	0	18,487,443
1 調整交付金	18,393,156	0	18,393,156
2 保健事業補助金	94,287	0	94,287
3 県支出金	16,749,531	0	16,749,531
1 県負担金	16,749,531	0	16,749,531
1 療養給付費負担金	16,331,143	0	16,331,143
2 高額医療費負担金	418,388	0	418,388
4 支払基金交付金	85,940,567	0	85,940,567
1 支払基金交付金	85,940,567	0	85,940,567
1 後期高齢者交付金	85,940,567	0	85,940,567

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	保険料等負担金	21,065,255	保険料等負担金 21,065,255
1	現年度分	16,331,143	療養給付費負担金 現年度分 16,331,143
1	現年度分	48,993,430	療養給付費負担金 現年度分 48,993,430
1	高額医療費負担金	418,388	高額医療費負担金 418,388
1	調整交付金	18,393,156	普通調整交付金 18,393,156
1	保健事業補助金	94,287	保健事業補助金 94,287
1	現年度分	16,331,143	療養給付費負担金 現年度分 16,331,143
1	高額医療費負担金	418,388	高額医療費負担金 418,388
1	現年度分	85,940,567	後期高齢者交付金 現年度分 85,940,567

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
項			
目			
5 特別高額医療費共同事業交付金	44,500	0	44,500
1 特別高額医療費共同事業交付金	44,500	0	44,500
1 特別高額医療費共同事業交付金	44,500	0	44,500
6 繰入金	999,171	0	999,171
1 一般会計繰入金	999,170	0	999,170
1 一般会計繰入金	999,170	0	999,170
2 基金繰入金	1	0	1
1 基金繰入金	1	0	1
7 県財政安定化基金借入金	1	0	1
1 県財政安定化基金借入金	1	0	1
1 県財政安定化基金借入金	1	0	1
8 諸収入	97,371	0	97,371
1 延滞金、加算金及び過料	2	0	2
1 延滞金	1	0	1
2 過料	1	0	1
2 雑入	97,369	0	97,369
1 第三者納付金	87,742	0	87,742
2 返納金	1	0	1
3 雑入	9,626	0	9,626

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	特別高額医療費共同事業交付金	44,500	特別高額医療費共同事業交付金 44,500
1	事務費繰入金	999,170	事務費繰入金 999,170
1	臨時特例基金繰入金	1	臨時特例基金繰入金 1
1	県財政安定化基金借入金	1	県財政安定化基金借入金 1
1	延滞金	1	延滞金 1
1	過料	1	過料 1
1	第三者納付金	87,742	第三者納付金 87,742
1	返納金	1	返納金 1

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
項			
目			

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	雑入	9,626	電算システム回線共有負担金 9,626

歳出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	1,007,595	0	1,007,595			1,007,595	
1 総務管理費	1,007,595	0	1,007,595			1,007,595	
1 一般管理費	1,007,595	0	1,007,595	(他) 事務費繰入金 (他) 電算システム回線共有負担金		1,007,595 997,970 9,625	

## 1 総務費

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
9	旅費	346	
11	需用費	7,206	
12	役務費	64,804	
13	委託料	702,658	
14	使用料及び賃借料	121,643	
15	工事請負費	1,000	
18	備品購入費	46	
19	負担金、補助及び交付金	109,892	
			001 業務一般管理費 110,330
			普通旅費 346
			会場借上料 92
			派遣職員人件費等負担金 109,892
			002 医療給付経費 550,764
			印刷製本費 2,573
			通信運搬費 13,273
			被保険者証等作成封入封緘業務委託料 32,000
			レセプト2次点検業務委託料 91,429
			過誤処理業務委託料 5,500
			審査支払システム手数料 27,048
			審査支払共同電算手数料 326,340
			電算処理委託料 52,500
			事務機器保守委託料 101
			003 保険料賦課経費 28,092
			印刷製本費 588
			通信運搬費 11,200
			手数料 16,304
			004 電算システム経費 318,409
			消耗品費 4,045
			通信運搬費 24,027
			補完システム開発業務委託料 100,800
			セキュリティ業務委託料 28,762
			運用支援業務委託料 37,800
			全国町字ファイル保守業務委託料 378
			電算システム賃借料 121,551
			ネットワーク回線工事費 1,000
			電算関係備品購入費 46



款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	206,149,251	0	206,149,251	84,554,506		86,028,309	35,566,436
1 療養諸費	197,392,715	0	197,392,715	81,332,517		82,753,501	33,306,697
1 療養給付費	190,273,941	0	190,273,941	78,751,076 (国) 療養給付費負担金 現年度分 45,615,795 (国) 高額医療費負担金 402,446 (国) 普通調整交付金 17,125,122 (県) 療養給付費負担金 現年度分 15,205,266 (県) 高額医療費負担金 402,446 (県) 県財政安定化基金借入金 1 (他) 後期高齢者交付金 現年度分 80,015,773 (他) 第三者納付金 87,742		80,103,515 現年度分 45,615,795 402,446 17,125,122 15,205,266 402,446 1 80,015,773 87,742	31,419,350
2 療養費	1,402,248	0	1,402,248	574,430 (国) 療養給付費負担金 現年度分 336,169 (国) 普通調整交付金 126,205 (県) 療養給付費負担金 現年度分 112,056 (他) 後期高齢者交付金 現年度分 589,683		589,683 現年度分 336,169 126,205 112,056 589,683	238,135
3 食事・生活療養費	4,527,762	0	4,527,762	1,854,797 (国) 療養給付費負担金 現年度分 1,085,468 (国) 普通調整交付金 407,507 (県) 療養給付費負担金 現年度分 361,822 (他) 後期高齢者交付金 現年度分 1,904,047		1,904,047 現年度分 1,085,468 407,507 361,822 1,904,047	768,918
4 訪問看護療養費	371,572	0	371,572	152,214 (国) 療養給付費負担金 現年度分 89,079 (国) 普通調整交付金 33,442 (県) 療養給付費負担金 現年度分 29,693 (他) 後期高齢者交付金 現年度分 156,256		156,256 現年度分 89,079 33,442 29,693 156,256	63,102
5 移送費	900	0	900				900
6 審査支払手数料	816,292	0	816,292				816,292

## 2 保険給付費

(単位：千円)

節		説明	明
区	分		
19	負担金、補助及び交付金	190,273,941	001 療養給付費 療養給付費 190,273,941 190,273,941
19	負担金、補助及び交付金	1,402,248	001 療養費 療養費 1,402,248 1,402,248
19	負担金、補助及び交付金	4,527,762	001 食事・生活療養費 食事・生活療養費 4,527,762 4,527,762
19	負担金、補助及び交付金	371,572	001 訪問看護療養費 訪問看護療養費 371,572 371,572
19	負担金、補助及び交付金	900	001 移送費 移送費 900 900
13	委託料	816,292	001 審査支払手数料 審査支払委託料 816,292 816,292

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 高額療養諸費	7,787,386	0	7,787,386	3,221,989		3,274,808	1,290,589
1 高額療養費	7,787,386	0	7,787,386	3,221,989		3,274,808	1,290,589
				(国) 療養給付費負担金 現年度分		1,866,919	
				(国) 高額医療費負担金		15,942	
				(国) 普通調整交付金		700,880	
				(県) 療養給付費負担金 現年度分		622,306	
				(県) 高額医療費負担金		15,942	
				(他) 後期高齢者交付金 現年度分		3,274,808	

## 2 保険給付費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	7,787,386	001 高額療養費 高額療養費 7,787,386 7,787,386

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 その他医療給 付費	969,150	0	969,150				969,150
1 葬祭費	969,150	0	969,150				969,150

## 2 保険給付費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	969,150	001 葬祭費 葬祭費 969,150

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 県財政安定化基金拠出金	88,673	0	88,673				88,673
1 県財政安定化基金拠出金	88,673	0	88,673				88,673
1 県財政安定化基金拠出金	88,673	0	88,673				88,673

3 県財政安定化基金拠出金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
19	負担金、補助及び交付金	88,673	001 県財政安定化基金拠出金 88,673 財政安定化基金拠出金 88,673



款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	44,700	0	44,700			44,700	
1 特別高額医療 費共同事業拠 出金	44,700	0	44,700			44,700	
1 特別高額医療 費共同事業拠 出金	44,500	0	44,500	(他) 特別高額医療費共同事業 交付金		44,500 44,500	
2 特別高額医療 費共同事業事 務費拠出金	200	0	200	(他) 事務費繰入金		200 200	

4 特別高額医療費共同事業拠出金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
19	負担金、補助及び交付金	44,500	001 特別高額医療費共同事業拠出金 44,500 特別高額医療費共同事業拠出金 44,500
19	負担金、補助及び交付金	200	001 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 200 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 200

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5 保健事業費	350,072	0	350,072	94,287			255,785
1 健康保持増進 事業費	350,072	0	350,072	94,287			255,785
1 健康診査費	350,072	0	350,072	94,287 (国) 保健事業補助金		94,287	255,785

5 保健事業費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	350,072	001 健康診査事業費 健康診査業務委託料
			350,072 350,072

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	109	0	109				109
1 償還金及び還付加算金	109	0	109				109
1 還付加算金	109	0	109				109

6 諸支出金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
23	償還金利息及び割引料	109	001 還付加算金 還付加算金
			109 109

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7 公債費	10,000	0	10,000				10,000
1 公債費	10,000	0	10,000				10,000
1 利子	10,000	0	10,000				10,000

## 7 公債費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
23	償還金利息及び割引料	10,000	001 一時借入金利息 一時借入金利息
			10,000 10,000



款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8 予備費	1,476,400	0	1,476,400			1,000	1,475,400
1 予備費	1,476,400	0	1,476,400			1,000	1,475,400
1 予備費	1,476,400	0	1,476,400	(他) 事務費繰入金		1,000 1,000	1,475,400

## 8 予備費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
		001 予備費 1,476,400 予備費 1,476,400

# 議会 2 月 定例会

## 条例・規約改正新旧対照表

- ・ 議案第 6 号関係 新潟県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約
- ・ 議案第 7 号関係 専決処分第 2 8 号  
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の  
一部を改正する条例

議案第6号関係

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の新旧対照表

新		旧	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
<p>(略)、粟島浦村(略)、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、新潟県中越福祉事務組合、下越障害福祉事務組合(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)、寺泊老人ホーム組合、刈谷田川水防事務組合、魚沼地区障害福祉組合(略)</p>		<p>(略)、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村、上越地方広域事務組合(略)、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、下越障害福祉事務組合(略)、十日町地域広域事務組合、岩船地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合(略)</p>	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理する事務	組合市町村等	共同処理する事務	組合市町村等
1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	村上市、燕市(略)、関川村、粟島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)	1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	燕市(略)、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、岩船地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	村上市、糸魚川市(略)、関川村、粟島浦村、上越広域伝染病院組合(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	糸魚川市(略)、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村、上越地方広域事務組合、上越広域伝染病院組合(略)、十日町地域広域事務組合、岩船地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)
3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	村上市、糸魚川市(略)、関川村、粟島浦村、上越広域伝染病院組合(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)	3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	糸魚川市(略)、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村、上越地方広域事務組合、上越広域伝染病院組合(略)、十日町地域広域事務組合、岩船地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)

新		旧	
4 地方公務員法第17条第4項に規定する職員の採用及び昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	村上市、阿賀野市(略)、関川村、栗島浦村、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合(略)、新発田地域老人福祉保健事務組合、新井頸南広域行政組合(略)	4 地方公務員法第17条第4項に規定する職員の採用及び昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	<u>阿賀野市</u> (略)、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u> 、 <u>上越地方広域事務組合</u> 、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合(略)、新発田地域老人福祉保健事務組合、 <u>岩船地域広域事務組合</u> 、新井頸南広域行政組合(略)
5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、関川村、栗島浦村、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)	5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u> 、 <u>上越地方広域事務組合</u> 、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合(略)、十日町地域広域事務組合、 <u>岩船地域広域事務組合</u> 、新井頸南広域行政組合(略)
6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	加茂市、見附市、 <u>村上市</u> 、五泉市(略)、関川村、栗島浦村、上越地域消防事務組合、上越広域伝染病院組合、 <u>新潟県中越福祉事務組合</u> 、下越障害福祉事務組合(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)、寺泊老人ホーム組合、 <u>刈谷田川水防事務組合</u> 、 <u>魚沼地区障害福祉組合</u> (略)	6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	加茂市、見附市、五泉市(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u> 、 <u>上越地方広域事務組合</u> 、上越地域消防事務組合、上越広域伝染病院組合、下越障害福祉事務組合(略)、十日町地域広域事務組合、 <u>岩船地域広域事務組合</u> 、新井頸南広域行政組合(略)、寺泊老人ホーム組合、 <u>魚沼地区障害福祉組合</u> (略)

新		旧	
7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 2 条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	(略)、見附市、 <u>村上市</u> 、燕市（略）、 <u>関川村</u> 、 <u>栗島浦村</u>	7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 2 条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	(略)、見附市、燕市（略）、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u>
8 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の規定による非常勤消防団員に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>栗島浦村</u> （略）	8 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の規定による非常勤消防団員に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u> （略）
9 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>栗島浦村</u> （略）	9 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u> （略）
10 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 の規定による非常勤水防団員に係る損害補償及び同法第 45 条の規定に基づく水防に従事した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>栗島浦村</u> 、 <u>刈谷田川水防事務組合</u>	10 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 の規定による非常勤水防団員に係る損害補償及び同法第 45 条の規定に基づく水防に従事した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u>
11 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>栗島浦村</u>	11 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u>

新		旧	
12 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員に係る退職報償金の支給	(略)、関川村、栗島浦村(略)	12 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員に係る退職報償金の支給	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、栗島浦村(略)
13 消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与	(略)、関川村、栗島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、燕・弥彦総合事務組合	13 消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、栗島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、 <u>岩船地域広域事務組合</u> 、燕・弥彦総合事務組合
14 消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与	(略)、関川村、栗島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、燕・弥彦総合事務組合	14 消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、栗島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、 <u>岩船地域広域事務組合</u> 、燕・弥彦総合事務組合
15 住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済	(略)、関川村、栗島浦村	15 住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、栗島浦村
16 新潟県自治会館の設置及び管理運営	(略)、関川村、栗島浦村	16 新潟県自治会館の設置及び管理運営	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、栗島浦村
<p>附 則</p> <p><u>この規約は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>			

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
<p>附 則 第1条・第2条（略） <u>（平成20年度における普通徴収の保険料賦課の特例規定の適用除外）</u> 第3条 <u>平成20年度においては、第21条及び第22条の規定は、適用しない。</u></p> <p>第4条～第6条 （略）</p>	<p>附 則 第1条・第2条（略） <u>（普通徴収の保険料賦課の特例についての読替え）</u> 第3条 <u>平成20年度において、普通徴収の保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、第21条の規定を準用する。この場合において、同条中「前年度の保険料の額」とあるのは、「平成20年度の保険料の見込額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第4条～第6条 （略）</p>





議案第6号関係

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の新旧対照表

新		旧	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
<p>(略)、粟島浦村(略)、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、新潟県中越福祉事務組合、下越障害福祉事務組合(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)、寺泊老人ホーム組合、刈谷田川水防事務組合、魚沼地区障害福祉組合(略)</p>		<p>(略)、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村、上越地方広域事務組合(略)、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、下越障害福祉事務組合(略)、十日町地域広域事務組合、岩船地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合(略)</p>	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理する事務	組合市町村等	共同処理する事務	組合市町村等
1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	村上市、燕市(略)、関川村、粟島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)	1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	燕市(略)、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、岩船地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	村上市、糸魚川市(略)、関川村、粟島浦村、上越広域伝染病院組合(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	糸魚川市(略)、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村、上越地方広域事務組合、上越広域伝染病院組合(略)、十日町地域広域事務組合、岩船地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)
3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	村上市、糸魚川市(略)、関川村、粟島浦村、上越広域伝染病院組合(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)	3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	糸魚川市(略)、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村、上越地方広域事務組合、上越広域伝染病院組合(略)、十日町地域広域事務組合、岩船地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)

新		旧	
4 地方公務員法第17条第4項に規定する職員の採用及び昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	村上市、阿賀野市(略)、関川村、栗島浦村、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合(略)、新発田地域老人福祉保健事務組合、新井頸南広域行政組合(略)	4 地方公務員法第17条第4項に規定する職員の採用及び昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	<u>阿賀野市</u> (略)、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u> 、 <u>上越地方広域事務組合</u> 、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合(略)、新発田地域老人福祉保健事務組合、 <u>岩船地域広域事務組合</u> 、新井頸南広域行政組合(略)
5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、関川村、栗島浦村、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)	5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u> 、 <u>上越地方広域事務組合</u> 、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合(略)、十日町地域広域事務組合、 <u>岩船地域広域事務組合</u> 、新井頸南広域行政組合(略)
6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	加茂市、見附市、 <u>村上市</u> 、五泉市(略)、関川村、栗島浦村、上越地域消防事務組合、上越広域伝染病院組合、 <u>新潟県中越福祉事務組合</u> 、下越障害福祉事務組合(略)、十日町地域広域事務組合、新井頸南広域行政組合(略)、寺泊老人ホーム組合、 <u>刈谷田川水防事務組合</u> 、 <u>魚沼地区障害福祉組合</u> (略)	6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	加茂市、見附市、五泉市(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u> 、 <u>上越地方広域事務組合</u> 、上越地域消防事務組合、上越広域伝染病院組合、下越障害福祉事務組合(略)、十日町地域広域事務組合、 <u>岩船地域広域事務組合</u> 、新井頸南広域行政組合(略)、寺泊老人ホーム組合、 <u>魚沼地区障害福祉組合</u> (略)

新		旧	
7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 2 条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	(略)、見附市、 <u>村上市</u> 、燕市（略）、 <u>関川村</u> 、 <u>栗島浦村</u>	7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 2 条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	(略)、見附市、燕市（略）、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u>
8 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の規定による非常勤消防団員に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>栗島浦村</u> （略）	8 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の規定による非常勤消防団員に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u> （略）
9 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>栗島浦村</u> （略）	9 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u> （略）
10 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 の規定による非常勤水防団員に係る損害補償及び同法第 45 条の規定に基づく水防に従事した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>栗島浦村</u> 、 <u>刈谷田川水防事務組合</u>	10 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 の規定による非常勤水防団員に係る損害補償及び同法第 45 条の規定に基づく水防に従事した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u>
11 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>栗島浦村</u>	11 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償	(略)、 <u>関川村</u> 、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>栗島浦村</u>

新		旧	
12 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員に係る退職報償金の支給	(略)、関川村、栗島浦村(略)	12 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員に係る退職報償金の支給	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、栗島浦村(略)
13 消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与	(略)、関川村、栗島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、燕・弥彦総合事務組合	13 消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、栗島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、 <u>岩船地域広域事務組合</u> 、燕・弥彦総合事務組合
14 消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与	(略)、関川村、栗島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、燕・弥彦総合事務組合	14 消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、栗島浦村(略)、十日町地域広域事務組合、 <u>岩船地域広域事務組合</u> 、燕・弥彦総合事務組合
15 住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済	(略)、関川村、栗島浦村	15 住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、栗島浦村
16 新潟県自治会館の設置及び管理運営	(略)、関川村、栗島浦村	16 新潟県自治会館の設置及び管理運営	(略)、関川村、 <u>荒川町</u> 、 <u>神林村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>山北町</u> 、栗島浦村
<p>附 則</p> <p><u>この規約は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>			